

青森県報

第三千九百三十二号

平成二十六年
十二月十日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 特定行為業務の登録……………(障害福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 公 告
- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……四
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(下北地域) ……四

告

示

青森県告示第八百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 氏名 朝日介護	主たる事務所の所在地又は住所 黒石市八甲三四の四	居宅サービスの種類 通所介護	行おうサービス事業所 名 称 所在地 デイサービス朝日 黒石市八甲三四の四	廃止の届出年月日 平成二六・九・二五	廃止年月日 平成二六・一〇・三
---------------------------	-----------------------------	-------------------	---	-----------------------	--------------------

青森県告示第八百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 名称又は氏名 朝日介護	主たる事務所の所在地又は住所 黒石市八甲三四の四	介護予防サービスの種類 介護通所	介護予防サービス事業所 名 称 所在地 デイサービス朝日 黒石市八甲三四の四	廃止の届出年月日 平成二六・九・二五	廃止年月日 平成二六・一〇・三
---------------------------------	-----------------------------	---------------------	--	-----------------------	--------------------

青森県告示第八百四十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

011000 010	番登録 号録	011000 平成 26.12.10	年登 月日 録	社会 法人 千 年 社	氏名 又は 称	住所	住所	事業 名称	事業 所在地	業務 開始 年月 日	備考
				弘前 市大 字原 ケ平		弘前 市大 字原 ケ平	弘前 市大 字原 ケ平	障害 者支 援設 施千 支園	弘前 市大 字原 ケ平	平成 26.12.10	

青森県告示第八百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 拓心会	社会福祉法人 拓心会	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	名称	所在地	指定年月日
五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三			就労継続支援B型	就労センター1	五所川原市一ツ谷五五の三	平成26.12.10	
社会福祉法人 拓心会	社会福祉法人 拓心会	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	名称	所在地	指定年月日
五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三			共同生活援助	スオリーブハウ	五所川原市一ツ谷五五の三	"	

公 告

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により八戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの

で、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 開催の日時
平成二十七年一月六日 午後二時から
- 開催の場所
八戸市庁 別館二階会議室C 八戸市内丸二丁目一の三 案件
- 八戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）
- 公述の申出等
- 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、八戸市の区域内に住所を有する者とする。
- 書面の提出期限
平成二十六年十二月二十四日までに到着のこと。
- 書面の提出先
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島二丁目一の八戸市都市整備部都市政策課 八戸市内丸二丁目一の三
- 公述人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
- 都市計画変更案の概要

八戸都市計画道路の変更 (青森県決定)
都市計画道路中 3・3・8号白銀市川環状線を以下のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造 形 式	構 造 形 式	車 線 数	構 造 形 式	幅 員	造 造	備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 経 過 地								
幹線街路	3・3・8	白銀市川環状線	八戸市築港街第一分頭	八戸市大字市川町字南大谷地	大字尻内町	約21,030m	地上式	4車線	22m	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
			八戸市大字長苗代字上碓田	八戸市大字長苗代字天狗柳		約380m	地上式		27~43m				
			八戸市大字市川町字尻引堤沢	八戸市大字市川町字尻引前山		約550m	嵩上式		22~46m	J R八戸線と立体交差1箇所、幹線街路3・3・1号と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差20箇所			
	構造形式の内訳					約20,100m	地表式		22~46m				

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所
青森県国土整備部都市計画課
八戸市都市整備部都市政策課
- 2 閲覧期間
平成二十六年十二月十一日から同日二十四日まで
- 3 閲覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

八戸都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所 氏 名

印

意見の要旨及びその理由



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 近藤工務所

二 氏名 近藤 俊三

- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字茂森新町三丁目二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第二〇〇三七七号
- 五 取消年月日 平成二十六年十一月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年十一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十日

下北地域県民局長 武 田 志 郎

位 置	延 長	幅 員	指 定
むつ市横迎町二丁目三四〇の二、三四〇の三	五三・〇四メートル	六・一〇メートル	平成 年月日 二六・二・一六

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------